

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2020 年 3 月 26 日号をお送りします。

*===== Index *=====*

▼ 法令情報

>>>新型コロナウイルスによる社会保険料（厚生年金及び遺族給付金分）の支払い延期条件

>>>労務関連の行政違反処分に関する新政令 Decree 28/2020/ND-CP

=====

■—法令情報—■

【人事労務】 新型コロナウイルスによる社会保険料（厚生年金及び遺族給付金分）の支払い延期条件

=====◆◆◆◆◆

2020 年 3 月 17 日にベトナム社会保険局は新型コロナウイルスの影響を受けた一定の条件を満たす企業に対して、社会保険のうち厚生年金及び遺族給付金（会社負担 14%個人負担 8%）の支払いを延期できるオフィシャルレター Official Letter 860/BHXH-BT を発行した。
詳細は以下の通りである。

(1)適用条件：企業は社会保険法第 88 条に基づき、以下 2 つの条件を両方満たさなければならない。

・旅客運送業、旅行業、ホテル業、レストラン業及び新型コロナウイルスにより特別な困難を受けること。※

・社会保険に加入している労働者の 50%以上が一時的に休暇を取得又は総資産の 50%以上が損害を受けること。

※上記「特別な困難を受けること」の詳細は明確にはされていない。

(2)適用期間：

・適用開始時期：政令 Decree 115/2015/ND-CP 第 16 条に基づき、企業の社会保険の支払延期文書を提出する月から適用されると理解される。

・適用終了時期：2020 年 6 月の予定であるが、6 月までに新型コロナウイルスが収束していない場合は 2020 年 12 月まで延長される。

(3)申請書類：通達 Circular 59/2015/TT-BLDTBXH 第 28 条に基づき、2020 年 6 月までに

各省や市の社会保険機関へ提出する必要がある。

(4)その他

- ・適用期間終了後、適用期間中の未納付分を支払わなければならないが、遅延利息は課されない。

- ・適用期間中の当政令にかかる部分は法律違反の行為がある場合を除き、社会保険機関の調査対象外とされる。

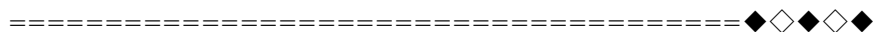
なお、3月18日付ベトナム労働組合発行のオフィシャルレターOfficial Letter 245/TLDにおいて、(1)の条件を満たす会社は労働組合費も同様に2020年6月まで支払いを延期することができる。6月までに新型コロナウイルスが収束していない場合、12月まで延長される。

※参考文献：

- ・2020年3月17日付オフィシャルレターOfficial Letter 860/BHXXH-BT
- ・2014年社会保険法
- ・通達 Circular 59/2015/TT-BLDTBXH
- ・政令 Decree 115/2015/ND-CP
- ・オフィシャルレターOfficial Letter 245/TLD



【人事労務】 労務関連の行政違反処分に関する新政令 Decree 28/2020/ND-CP



政府は2020年3月1日に労働関係にかかる行政違反の処理について

2013年8月22日付政令 Decree 95/2013/ND-CP 及び 2015年10月7日付政令 Decree 88/2015/ND-CP に代わる政令 Decree 28/2020/ND-CP を発行した。

当政令の追加・変更点は以下の通りである。

- ・労働者が定期健康診断を行わない場合や、職業病に罹患する危険性のある条件下で働く被雇用者が職業病の検診を行わない場合 150,000,000 VND を上限とする罰金規定が追加された。

- ・3ヵ月未満の一時的な労働の場合、口頭での労働契約を締結することができたが、文書による締結が必要になったことに加え、違反した場合 50,000,000VND を上限とする罰金規定が追加された。

・会社が労働者に有給休暇日、週休日、祝日に休暇を取らせない場合、該当した労働者の人数に応じた罰金規定はなくなる一方、罰金の上限金額が 30,000,000 VND から 40,000,000 VND へ変更された。

・労働者の虐待、強制労働に対して 150,000,000 VND を上限とする罰金規定が追加された。

・1 件の労働規律違反行為に対し、複数の労働処分を適用する場合の罰金の上限金額が 30,000,000 VND となる規定が追加された。

・会社は有期限労働契約の期限終了の少なくとも 15 日前に労働者に通知しない場合の罰金規定が削除された。

・季節的な業務を結ぶ労働者に対して試用を要求した場合の「戒告」の処分規定が削除された。

・企業の生産・経営拠点が所在する県レベルの労働管理機関へ賃金テーブルを通知しない場合の罰金規定が削除された。政令 Decree 28/2020/ND-CP は 2020 年 4 月 15 日から有効となる。

※参考文献：

- ・2020 年 3 月 1 日付 2020 年 4 月 15 日から有効となる政令 Decree 28/2020/ND-CP
- ・2013 年 8 月 22 日付政令 Decree 95/2013/ND-CP
- ・2015 年 10 月 7 日付日付政令 Decree 88/2015/ND-CP

■—————I-GLOCAL からのお知らせ—————■

書籍『これからのベトナムビジネス 2020』を 1 月 31 日に発売いたしました。
http://www.i-glocal.com/vietnam_business_2020/

弊社代表蕪木らが執筆した『これからのベトナムビジネス 2020』が東方通信社より発売になりました。

本シリーズ第二弾として、最新のベトナムビジネスの動向とポイントを日本企業へのロングインタビューも交えてご紹介しています。

ベトナムビジネスの入門書となる一冊です。ぜひご一読ください。

(Amazon 予約ページ) : <https://www.amazon.co.jp/dp/4924508292/>

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
